

成年後見人報酬等助成事業実施要綱

令和6年 4月 1日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、社会福祉法人品川区社会福祉協議会（以下「品川社協」という。）が全部または一部を助成することにより、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、助成の申請時において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。ただし、成年後見人、保佐人または補助人および任意後見監督人（以下「成年後見人等」という）が民法（明治29年法律第89条）第725号に規定する親族である場合は、この限りでない。

(1) 品川社協の品川成年後見センター運営委員会（以下「委員会」という。）において承認を受けて後見制度利用に至った案件であること。

(2) 前項に該当しない場合は、次の住所地要件のいずれかに該当すること。

ア 品川区内に住民登録があること（品川区内の施設等への入所・入居に伴い品川区へ転入した者のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の保険者、介護保険法（平成9年法律第123号）による介護保険の保険者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による入所措置の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による入所措置の実施機関、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付の実施機関のいずれかが品川区外の区市町村となっている場合を除く。）。

イ 品川区が行う国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法による病院等に入院、入所または入居中の被保険者の特例の適用を受けていること。

ウ 品川区が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法による住所地特例の適用を受けていること。

エ 老人福祉法による入所措置を品川区から受けていること。

- オ 障害者総合支援法による介護給付等の支給を品川区から受けている者であって、同法による居住地特例を受けていること。
 - カ 身体障害者福祉法または知的障害者福祉法による入所措置を品川区から受けていること。
 - キ 生活保護法による保護を品川区から受けていること。
 - ク 中国残留邦人等支援法による支援給付を品川区から受けていること。
- (3) 本人の預貯金が所得税法上の控除対象扶養親族要件の年間給与収入額以下であること。
- (4) 即時に現金化可能な資産を有していないこと。
- (5) 他の自治体等から同様の助成を受けていないこと。
- (本人死亡時の助成対象者の特例)

第3条 第6条に規定する申請を行う前に本人が死亡した場合または報酬付与の審判が本人の死亡後に行われた場合は、成年後見人等を助成対象者とする。

2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、本人死亡時において本人が前条の要件に該当していなければならない。

(助成金の対象経費)

第4条 第2条の要件を満たす対象者に対し助成する経費は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見等開始の審判がなされる申立費用（以下「申立費用助成」という。）
- (2) 成年後見等開始審判を受けた者（以下「成年被後見人等」）の後見活動に対する成年後見人等の活動経費（以下「活動経費助成」という。）
- (3) 成年後見人等の報酬の全部又は一部（以下「報酬助成」という。）。なお、報酬助成については、品川区が実施する成年後見人等報酬助成事業における助成対象ではないことを条件とする。また、成年後見人等のうち任意後見監督人への報酬助成については、第2条第1項第1号に該当していることを条件とする。
- (4) 成年被後見人等が負債等の清算を理由に困窮している施設生活費（以下「施設生活困窮費助成」という。）。なお、施設生活困窮費助成については、第2条第1項に該当していることに加え、総資産額が30万円以下であることを条件とする。

(助成金交付限度額)

第5条 前条における各助成金の交付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 申立費用助成は、12万円以内（鑑定費用を含む。）とする。
- (2) 活動経費助成は、年間5万円以内とする。
- (3) 報酬助成は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、月額2万円以内とする。

(4) 施設生活困窮費助成は、年間2回を限度に1回につき2万円以内とする。
(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする成年被後見人等または成年後見人等は、成年後見人報酬等助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 申立費用助成

- ア 成年後見等開始の申立のために家庭裁判所に提出する財産目録等の写し
- イ 必要となる申立費用等の金額と内訳が分かる書類
- ウ 第2条第1項第2号に該当する場合は、証明する書類の写し
- エ その他会長が必要と認める書類

(2) 活動経費助成

- ア 報酬付与の審判のために家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
- イ 後見活動に要した費用の金額と内訳が分かる書類
- ウ 第2条第1項第2号に該当する場合は、証明する書類の写し
- エ その他会長が必要と認める書類

(3) 報酬助成

- ア 家庭裁判所発行の成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し
- イ 報酬付与の審判のために家庭裁判所に提出した財産目録等の書類全ての写し
- ウ 生活保護受給証明書、中国残留邦人等支援法による支給決定通知書または最新の住民税の課税証明書の写し
- エ 第2条第1項第2号に該当する場合は、証明する書類の写し
- オ その他会長が必要と認める書類

(4) 施設生活困窮費助成

- ア 報酬付与の審判のために家庭裁判所に提出した財産目録等の写し
- イ 第2条第1項第2号に該当する場合は、証明する書類の写し
- ウ その他会長が必要と認める書類

2 活動経費助成と報酬助成の申請は、報酬付与の審判が確定した日から3か月以内に行うものとし、年度内1回限りとする。ただし、特段の事情があると会長が認める場合は、この限りでない。

3 施設生活困窮費助成の期間は2年を限度とする。ただし、引き続き困窮が著しいと判断した場合は、1年間延長することができる。

(交付決定および通知)

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人報酬等助成承認（不承認）書（第2号様式）により、申請者に通知する。

(請求および交付)

第8条 前条の規定により助成金の承認決定を受けた者は、当該年度末までに成年後見人報酬等助成請求書兼振込依頼書(第3号様式)により、会長に助成金の請求を行うものとする。

2 会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 助成金は原則として、成年被後見人等の口座振り込みにより交付する。

(成年後見人等の報告義務)

第9条 本事業における助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

2 申立費用助成と施設生活困窮費助成については、かかった費用について成年後見人報酬等助成使用報告書(第4号様式)により報告しなければならない。

(資格の消滅)

第10条 第7条に規定する助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失うものとする。

(1) 成年被後見人等が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申告その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。

(3) 本事業における助成金の用途が不相当と認められるとき

(助成金の返還)

第11条 会長は、前条の規定に該当したときは、助成金の交付の決定の一部または全部を取り消し、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、助成金の全部または一部を返還させなければならない。

2 助成を受けた者が、第9条の報告を行った際に生じた残金等については返還するものとする。ただし、残金等が千円未満の場合、返還の必要はないものとする。

(譲渡または担保の禁止)

第12条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、または担保に供してはならない。

(補足)

第13条 この要綱について定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 成年後見人報酬等助成事業要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、施行日以前に第2条の要件を満たす場合にも適用する。